

# 「えがおねっと」のネーミングは避難所の女性たちを「笑顔に」という願い

けに集まっていたいただきお話を聞かせていただきました。

## 避難所で、女性ならではの悩みがたくさん寄せられた

その時に出てきた声が、支援物資は来るとしてもサイズが合う下着がない。手直ししたくても、避難所には裁縫道具が1個しかなく、なかなか借りられないので直せない。あとは生理用のナプキン。これを避難所の男性の担当者にもらいにいかなくてはならない。何時間おきにもらいにいくと「え、また使うの？」みたいな感じで言われる。

更衣室がないので、着替えは布団をかぶって夜にしなくてはならない。あの時は寒かったですし、スキンケアの化粧品がないので肌がガサガサしてしまう。でも化粧品はぜいたく品と思われているようなので、なかなか要求しにくい。

これから銀行やハローワークに行くなくてはならないのに、履歴書を出すにも素顔で写真を撮らなければならぬ。それがちよつと恥ずかしいし抵抗がある。義援金が入ってきてても、やはりお母さんというのは家族のものを優先して買ってしまつて、なかなか自分のものが買えないですか。

そのほか、避難所の食事の当番というのが女性たちの役割、女性だけなんです。朝早くから夜遅くまでかかり、当番の人は夜お風呂に入れない。徐々に外で働く人が増えてきて、日中炊き出しをする人が限られた人になつてしまつて、などという女性の悩みを聞きましました。その話を聞いて、よく皆さん、1カ月以上も我慢をしてこられたと驚きました。

## 登米市の男女共同参画実現 女性の視点で一歩踏み出す

お見舞い訪問からほどなく、担当した市民活動支援課の三浦さんと「女性の視点が支援が抜け落ちているよね」という話をしました。そこで三浦さんから「男女共同参画推進条例策定委員会」の皆さんで、何とか助けられるような



1 避難所で支援物資を渡す傍ら、被災者の話を聞く須藤さん【写真中央】。2 被災者から寄せられたパーソナルリクエストをもとに袋詰めされた支援物資。3 「えがおねっと」の活動に共感した化粧品メーカーの協力で行われたフェイスマッサージは、被災女性の心まで癒やしました。4 やわらかい雰囲気「えがおねっと」のロゴマークは、慰問で避難所を訪れた二代目江戸家小猫（えどやこねこ）さんが作成してくれたもの。6枚の花びらは、メンバー6人の思いを表現しています



会を立ち上げてもらえないだろうか」という相談を持ちかけられました。

昨年4月に「だれもが生き生きと暮らせる」ようにと施行された登米市の男女共同参画推進条例には、「男女が個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱いを受けることなく」という文言があります。その登米市の男女共同参画社会の実現のため女性の視点から一歩を踏み出そうと、条例策定委員会の女性委員5人と事務局の三浦さんで、5月13日に「えがおねっと」を立ち上げたのです。

代表には私、副代表には子育てをしながらヨガインストラクターをしてい

## 登米市男女共同参画推進条例

条例名は「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」。平成23年4月1日から施行された。この条例は、男女共同参画社会の実現を目指し、市（=行政）だけでなく、市民、事業者、教育関係者、市民団体が協力し、男女共同参画に計画的に取り組むため制定された。制定に当たっては、公募市民など15人で構成される「登米市男女共同参画条例策定委員会（委員長：浅野富美枝・宮城学院女子大学教授）」が素案を作成。市民に親しまれるようにできるだけ分かりやすい表現を使い、基本となる考え方や市民、事業者、教育関係者、市民団体および市が実施する基本的な施策が盛り込まれている。

る小野寺寿美子さん（中田町）、会計にはピアノ講師で登米市教育委員の小野寺範子さん（追町）、監事には印刷所を経営している皆川洋子さん（追町）と、仙台に事務所を構えて自営業をしている元民生委員の長谷浩子さん（米山町）が決まりました。

「えがおねっと」のネーミングには、避難所の女性たちに笑顔になつてもらいたい、私たちもそれを見て笑顔になれる、そういうネットワークが作れたらいいなという願いが込められています。

## 行政の後方・信用支援が活動の大きな力になった

「えがおねっと」の立ち上げが決まると、早速その足で登米市の布施孝尚市長に相談に行きました。そこで、避難所から上がった女性の声を行政に届けること、併せて「えがおねっと」への登米市の後方支援をお願いすると、布施市長にも快諾していただきました。「えがおねっと」は物資を募る活動もしました。このときには登米市が後方支援をしているということがかなり

## 特集 必要としているあなたのために

### 東日本大震災と登米市

#### 人的・住家の被害状況

（平成24年11月1日現在）

平成23年3月11日午後2時46分に三陸沖を震源に発生した東北地方太平洋沖地震では、登米市で最大震度6強を記録。4月7日に発生した宮城県沖を震源とする余震と合わせ、県北部の内陸に位置する登米市にも大きな被害をもたらした。

人的被害は、死者28人（市外死亡者19人、災害関連死9人）、行方不明者3人、負傷者52人となっている。住家および非住家の被害は、住家の全壊201棟、大規模半壊436棟、半壊1337棟、一部破損3356棟で、非住家被害は794棟。住家、非住家合わせると6124棟に上った。



▶崩落した野球場（東和総合運動公園）

#### 市内に避難所を設置

震災直後、避難所を市内の公共施設など53カ所に開設。避難者は、ピーク時6230人に上った。

津波の被害を受けた南三陸町など、隣接する沿岸被災者の受け入れ態勢も直後に整えた。登米市内に開設した、延べ11の避難所では、ピーク時に南三陸町や石巻市、女川町の住民833人を受け入れた。



▲避難所の様子（迫体育館）

#### 2町に仮設住宅を建設

市内の南方町と津山町には、南三陸町からの被災者を受け入れる仮設住宅が4カ所（南方町1、津山町横山2、津山町柳津1）建設されている。仮設住宅には、平成24年11月現在、合わせて約430世帯1000人が生活している。